

沖の島PR動画作成事業 仕様書

1 業務の目的

当市には、県内唯一の有人離島である沖の島・鶴来島が足摺宇和海国立公園の区域内にあり、豊かな自然が残されている。ついては、その地域資源を活かしたイベントや地場産業と連携した観光メニューを創出しながら、滞在交流型観光の推進を図るとともに、自然、歴史、食などの島の持つ魅力を活かし、安全・安心で快適に住み続けられる「しまづくり」の取組を関係団体と連携を図りながら推進し、島を訪れた観光客の満足度を高め、リピーターの定着を目指していく取組を推進する必要がある。

また、より多くの観光客の誘致を図れるよう観光・物産イベントへの参加による効果的な観光情報の発信や観光ニーズに応えるよう SNS やホームページなどを活用した情報発信機能の充実に取り組むとともに、来島した観光客の島内移動の利便性の向上のための取組を支援する。

2 事業期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 事業費

2,497,000円(消費税及び地方消費税を含む、上限額)

4 業務の内容

(1) 沖の島の観光資源や魅力に関する動画撮影

沖の島にある観光資源や魅力の動画を撮影する。撮影にあたっては、空中及び水中の撮影をドローン等を使用して撮影することも含み、撮影に関する人材(ディレクター、カメラマン、その他撮影に必要とする人材及び出演者等)の手配も行う。

また、島民への事前取材等を実施し、沖の島の魅力を効果的に発信でき、かつ効率的に撮影を進めるための準備を行う。

(2) 撮影動画の編集及び納品

撮影した動画に、沖の島の魅力をより効果的に発信するための、テロップ、BGM やナレーション等を追加し、編集する。

動画サイズ(再生時間)については、長尺(5~10分)、中尺(2~3分)、短尺(1分未満)の3パターンを作成するものとし、SNSにも発信することを加味した動画に編集する。

(3) 自由提案

その他、沖の島の魅力発信のために、有効な施策、事業のアイデアなどについて、その専門性、独創性を発揮した提案を行う。

(4) 業務打合せ

業務着手時、中間、成果品納入時の計3回打合せを必須とし、適時、協議・打合せを行う。なお、着手時の打合せでは業務計画書および行程表を提出するものとする。

5 動画の仕様

(1) 長尺動画(5~10分)

活用場所: ホームページやYoutube、フェア等のイベントでの使用、デジタルサイネージ等

サイズ等: アスペクト比16:9、国内向け、Youtube等を想定したサムネイル付き

(2) 中尺動画(2~3分)

活用場所: ホームページやYoutube、フェア等のイベントでの使用、デジタルサイネージ等

サイズ等: アスペクト比16:9、国内向け、Youtube等を想定したサムネイル付き、(1)のダイジェスト版

(3) 短尺動画 (1分未満)

活用場所：Instagram(リール)やYoutube ショート等

サイズ等：アスペクト比9：16、国内向け、(1)のダイジェスト版、冒頭3秒程度は特に惹きのあ
るものにする。

※(3)については予算の範囲内で複数作成すること。

6 提出書類

契約締結後、受注者は業務着手前と業務完了時に、次の関係書類を発注者に直ちに提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。

(1) 契約締結後

業務委託着手届

(2) 業務完了時 (成果品と共に提出するもの)

①委託業務完了届

②成果品引渡書

7 成果品

①作成した動画データ (MP4形式及びWMV形式等WEB配信に適した形式) 一式

②Youtube等動画サムネイル (AIまたはPSDデータ等編集可能なもの) 一式

③動画のDVD (①の動画を一枚にしたもので、コピーが可能なもの) 1枚

④業務報告書

⑤本業務のために、撮影、作成及び使用されたデータ一式

※⑤については可能なものに限り、内容については宿毛市と受注者で事前に協議する。

また、業務報告書には、業務過程の資料等をまとめて記載すること。

8 成果品の著作権

(1) 著作物

納品された計画書及び二次的著作物の著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む) は宿毛市に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、宿毛市が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①著作物にかかる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉・処理は受託者が行う事とし、その経費は受託料に含まれるものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③報告書に地図データ等を使用する場合は、権利が宿毛市に帰属するよう調製すること。

④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

⑤著作権の取扱いについては、本仕様書に記載のない事項については、宿毛市と受託者で協議のうえ処理することとする。

9 留意事項

成果品に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。

10 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報及び資料について、宿毛市の許可なく第三者にもらしたり、他の目的に使用してはならない。

11 その他

業務の実施にあたっては、宿毛市と十分協議しながら事業を進めることとし、仕様のない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。